公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

令和７年11月12日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道紋別郡湧別町川西1057番８ 用悪水路　15㎡	新谷　泰造 北海道網走市南五条東一丁目	公共利用計画あり 現況：道路
北海道足寄郡足寄町芽登6788番 公衆用道路 9.20㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり 現況：道路敷地
北海道函館市鶴野町378番２ 原野　42㎡	銭亀沢村	公共利用計画あり 現況：原野
北海道函館市鶴野町378番３ 原野　12㎡		公共利用計画あり 現況：原野
北海道函館市鶴野町379番２ 原野　35㎡		公共利用計画あり 現況：原野
北海道函館市鶴野町387番 公衆用道路 2,704㎡		公共利用計画あり 現況：道路
北海道函館市鶴野町388番２ 原野　145㎡		公共利用計画あり 現況：原野
北海道函館市鶴野町389番２ 原野　14㎡		公共利用計画あり 現況：原野
北海道函館市鶴野町390番２ 原野　55㎡		公共利用計画あり 現況：原野
北海道函館市鶴野町413番２ 公衆用道路 701㎡		公共利用計画あり 現況：道路
北海道函館市鶴野町413番３ 公衆用道路 724㎡		公共利用計画あり 現況：道路
北海道函館市鶴野町417番 公衆用道路 702㎡		公共利用計画あり 現況：道路

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和７年11月12日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
秋田県由利本荘市薬師堂字中道239番２ 公衆用道路 50㎡ （買収時：秋田県由利郡子吉村薬師堂字中道239番田　１反９歩）	佐藤　孝一 秋田県由利郡子吉村薬師堂字堂ノ下15番地	公共利用計画あり
秋田県由利本荘市薬師堂字中道265番２ 公衆用道路 50㎡ （買収時：秋田県由利郡子吉村薬師堂字中道265番２田　15歩）	佐藤　久 秋田県由利郡子吉村薬師堂字堂ノ下59番地	公共利用計画あり
山形県鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番382 公衆用道路 676㎡ （買収時：山形県東田川郡手向村字薬師沢198の382畑　１反15歩）	東田川郡手向村、藤島町、渡前村、東栄村、泉村 住所不詳	公共利用計画あり
福島県白河市北堀切30番４ 雑種地　70㎡ （買収時：福島県西白河郡白河町字北堀切30番　田　３反５畝４歩）	藤田彌五兵衛 福島県西白河郡白河町字二番町46番地	
福島県双葉郡川内村大字下川内字山梨作501番５ 畑　1,388㎡ （買収時：福島県双葉郡川内村大字下川内字山梨作501番　山林　775,608㎡）	川内村代表村長 河原　　武 福島県双葉郡川内村大字上川内字町分282番地	公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和７年11月12日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
栃木県矢板市山田字稲荷山958番１ 宅地　271.07㎡	氏名不詳 住所不詳	
千葉県旭市溝原字舟木内648番１ 山林　2,620㎡	菅谷　幸司 千葉県香取郡万歳村溝原601番地	